

宮古市議議員 今村 正 (議会一般質問) 令和4年6月9日(木)

①市営墓地に合葬式墓所(合祀墓)の設置を

今村議員質問

少子高齢化の進展に伴い、墓地に対する市民の考え方も変化し、永代供養墓、合葬式墓所(合祀墓)などへの要望が増えています。

親族同士が、就職などの事情により遠方に離れて住んでいるケースが多い昨今、いわゆる「墓守」の存在しない墓が増え、新規の墓の建立も躊躇する方がいるのが現状だと思います。

北海道恵庭市では、墓を持たない人、墓があっても承継する者がいない人向けに、市が合葬式墓所を運営していて、15,000円という廉価な使用料で運用されています。

市長は、令和3年9月の一般質問で、この件について「市民のニーズや、民間の永代供養墓の利用状況調査を行ったうえで、課題解決に取り組む」という趣旨の答弁をしていますが、調査の進捗と設置の可否についての見解を伺います。

宮古市長答弁

ただいまの今村議員のご質問に、お答えいたします。

はじめに、市営墓地への合葬式墓所、合祀墓の設置についての質問にお答えいたします。

合葬式墓所のニーズにつきましては、市民窓口での相談事例、改葬許可件数が増加していることを踏まえ、一定のニーズがあるものと認識しております。

また、民間の宗教法人で設置されている、永代供養墓の利用状況につきましては、調査を実施しているところでございます。

市内には、墓所を有する寺院が19か所ございます。調査中ではありますが、そのうち6か所には、永代供養墓が設置されており、そのほか2か所の寺院で設置を予定しているとのことです。

中には、永代供養墓の利用に際し、宗派を問わない寺院もあることから、今後さらに調査を進めてまいります。

議員のご質問にもあります、北海道恵庭市をはじめ、すでに合葬式墓所を設置している自治体への聞き取り調査も引き続き行っております。

自治体の規模により、運営形態もさまざまであります。

自治体で運営する合葬式墓所は、定期的な供養は行っておらず、民間の宗教法人で設置している、供養を行う永代供養墓とは異なる運営形態とな

②森林盗伐の再発を防ぐために対策を

今村議員質問

近年、市町村への届出書の提出なしに、あるいは偽りの届出書により森林の伐採を行う「盗伐」が横行していることから、私は前任中にその防止策について質問を行いました。その後、伐採前後の手続き等の厳格化があり事態は改善しましたが、再発防止のために更なる管理体制が必要と考え、以下の点について市長の見解を伺います。

- ①森林資源の適正な管理、特に盗伐防止のために、条例の制定が必要と考えるかどうか。
- ②盗伐に対して厳格な対応を行うため、条例には罰則規定を設けるべきと考えるかどうか。

宮古市長答弁

次に、森林盗伐の再発を防ぐための対策について、お答えいたします。近年、森林所有者に無断で立木が伐採される事案の発生が全国的に見受けられます。

国では、こうした事案を未然に防ぐために本年4月1日より「伐採及び伐採後の造林の届け出書」の記載事項追加及び様式の見直しを行っております。

この見直しにより、伐採業者と森林所有者の役割を明確にするために伐採計画と造林計画をそれぞれに作成させるほか、これまでは造林が完了した時に提出することとされていた森林の状況の報告を伐採直後にも求めることとしております。

本市独自の取り組みとして、平成31年度から「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出の際に、森林所有者や伐採等の権限を有する者であることを確認するための書類として、「立木の売買契約書」を添付いただいております。

更に令和3年度からは、森林を所有していることを確認できる書類として「登記事項証明書や納税通知書等」の添付を義務付けて手続きを厳格化し、盗伐の発生防止に努めております。

また、林業普及指導員や山林調査補助員をはじめ職員による巡視を依頼のうえ毎月報告をいただき、盗伐の防止に努めております。

これらの取り組みにより、本市では平成31年度以降の盗伐及び誤伐の発生は確認されておりません。

議員ご提案の盗伐防止のための罰則規定を設けた条例の制度については、現在行っている届出書の厳格な審査と職員の巡視によるチェック機能が働いており、併せて森林法第197条に盗伐に対する罰則規定が設けられていることから現時点では考えておりません。

以上答弁いたします。

今村議員再質問

市民の財産と命を守るのが行政であります。行政は何も役に立たない。街頭(演説)を50箇所で行いましたが、この討伐問題を取り上げたところ、熱心に聞いてくれました。

この宮古市の面積の92%が山林であります。市民の財産と命を守るのが行政であります。

この再質問に対する答弁は要りません。これで質問は終わります。